

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○漁業法違反（漁業権の侵害） 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年12月26日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 公立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年7月28日午前10時32分頃、第一種共同漁業権が設定された海域において、漁業権又は組合員行使権を有していないにもかかわらず、かき3個、うに2個及びさざえ1個を採捕した。

○窃盗・信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和6年12月26日
- (2) 処分の量定 停職 3日間
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 令和6年10月18日午後5時30分頃、米子市内の商業施設内果物売り場において、梨1個を自身の鞆に入れ、会計を済ますことなく退店して、これを窃取した。